



茨城県報

第 748 号

令和 8 年 (2026 年) 9 月 17 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 鳥獣保護区の存続期間の更新（環境政策課）…………… 1
- 特定猟具使用禁止区域の指定（環境政策課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定（8 件）（障害福祉課）…………… 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定更新（7 件）（障害福祉課）…………… 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の
廃止（4 件）（障害福祉課）…………… 14
- 保安林の指定の予定（林業課）…………… 15
- 遊漁規則の変更の認可（漁政課）…………… 16
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 36
- 土地地区画整理審議会委員選挙の当選人の決定（2 件）（土木事務所）…………… 36

公 告

- 落札者等の公示（4 件）（情報システム課）…………… 38
- 聴聞の日時等の変更（漁政課）…………… 39
- 都市計画の図書の縦覧（11 件）（都市計画課）…………… 40
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 43

（病 院 局）

- 落札者等の公示…………… 44

告 示

茨城県告示第 773 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 7 項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、法第 28 条第 9 項において準用する法第 15 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 (1) 鳥獣保護区の名称

花貫ダム鳥獣保護区

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び土浦市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 茨城県告示第795号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき申請があった次の遊漁規則の変更については、令和8年9月10日付けで認可したので、同法同条第7項の規定により公示する。

令和8年9月17日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 常陸川漁業協同組合茨内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更

- (1) 漁業権者の名称及び住所

常陸川漁業協同組合

茨城県神栖市日川3744番地

- (2) 漁業権の免許番号

茨内共第2号

- (3) 認可に係る変更の内容

常陸川漁業協同組合茨内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

#### ア 第7条第4項中

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

#### イ 第9条第1項中

「組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

#### ウ 第9条第2項中

「遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

#### エ 末尾の別表中

「

| 1 漁業協同組合事務所等            |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| 事務所等名称                  | 住 所                       |
| (1) 常陸川漁業協同組合事務所        | 神栖市日川3744                 |
| (2) 牛久沼漁業協同組合事務所        | 牛久市南 6－6－3                |
| (3) 鬼怒利根漁業協同組合事務所       | 常総市内守谷町1863               |
| (4) 小貝川漁業協同組合事務所        | つくばみらい市東櫛戸240－1           |
| (5) 関東漁業協同組合事務所         | 常総市水海道山田町935              |
| (6) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所       | 筑西市女方107－3                |
| (7) 新利根漁業協同組合事務所        | 稲敷市江戸崎甲4368－5             |
| (8) 桜川漁業協同組合事務所         | つくば市松塚470                 |
| (9) 霞ヶ浦漁業協同組合事務所        | 行方市玉造甲1560－6              |
| (10) 那珂川第一漁業協同組合事務所     | 水戸市東大野32－3                |
| (11) 那珂川漁業協同組合事務所       | 東茨城郡城里町石塚1684－1           |
| (12) 大湫沼漁業協同組合事務所       | 東茨城郡茨城町下石崎1652            |
| (13) 久慈川漁業協同組合事務所       | 常陸大宮市塩原2356－5             |
| (14) 大北川漁業協同組合事務所       | 北茨城市磯原町豊田406－1            |
| (15) 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所 | 水戸市三の丸 1－1－33（すいさん会館 4 階） |
| 2 釣具店等                  |                           |
| 店名等                     | 住 所                       |
| (1) 上州屋勝田店              | ひたちなか市東石川2762－3           |
| (2) 上州屋日立店              | 日立市水木町 2－26－1             |
| (3) 上州屋つくば店             | つくば市松代 1－7－1              |
| (4) 高橋売店                | 水戸市笠原町978－5（県庁舎 1 階）      |
| (5) 上州屋北茨城店             | 北茨城市関南町神岡下字北浜田333－1       |
| (6) ヤマザキショップハナカワうさみ     | 北茨城市華川町上小津田82－1           |
| (7) セブンイレブン北茨城磯原 1 丁目店  | 北茨城市磯原町磯原 1－97            |
| (8) 鮎の店山水               | 久慈郡大子町袋田淵の上3464           |
| (9) 菊池釣具店               | 久慈郡大子町袋田2078              |
| (10) 芋の里                | 久慈郡大子町頃藤515－1             |
| (11) つり道楽               | 久慈郡大子町池田2676－8            |
| (12) セブンイレブン大子池田松沼店     | 久慈郡大子町池田2815－1            |
| (13) セブンイレブン大子池田北店      | 久慈郡大子町池田41                |
| (14) ヤマザキ Y ショップ大子西金店   | 久慈郡大子町西金118－3             |
| (15) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町川山1015－2            |
| (16) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮2310             |
| (17) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮2429－1           |
| (18) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮2423－2           |
| (19) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮3037             |
| (20) うめ吉                | 久慈郡大子町川山69                |

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ②1 丸信ドライブイン     | 常陸大宮市舟生1003       |
| ②2 つり具のむさし      | 常陸大宮市抽ヶ台町904－13   |
| ②3 大黒屋          | 常陸太田市東二町2254－2    |
| ②4 なかのや         | 常陸大宮市野田1836       |
| ②5 橋本屋          | 常陸大宮市野口1437－1     |
| ②6 小林釣具店        | 東茨城郡城里町石塚1436     |
| ②7 ホロルの湯売店      | 東茨城郡城里町下古内1829－3  |
| ②8 キャスティング水戸店   | 水戸市元吉田町1322－1     |
| ②9 ジャイアント水戸南店   | 水戸市元吉田町荒谷1012－11  |
| ③0 上州屋水戸店       | 水戸市笠原町1250        |
| ③1 西山釣具店        | 常総市水海道諏訪町3014     |
| ③2 上州屋キャンベル谷和原店 | つくばみらい市絹の台2丁目15－1 |
| ③3 上州屋牛久店       | 牛久市上柏田4－19－8      |
| ③4 たまやボート       | 牛久市新地町57          |
| ③5 吉乃屋ボート       | つくば市森の里1095－6     |
| ③6 一竿堂釣具店       | 取手市取手2－11－9       |
| ③7 共栄釣具店        | 土浦市荒川沖161－14      |
| ③8 増山釣具店        | 龍ヶ崎市若柴町3054－1     |
| ③9 我孫子屋釣具店      | 取手市藤代2034－25      |
| ④0 キャスティング土浦店   | 土浦市田中2－12－6       |
| ④1 つり将          | 北相馬郡利根町羽中515      |
| ④2 松屋           | 稲敷市上須田2916        |
| ④3 釣具のひらた       | 稲敷市江戸崎3278－9      |
| ④4 ワールドバスソサエティー | 稲敷市美浦村舟子33        |
| ④5 霞ヶ浦漁協組合員宅    | 土浦市今泉1482         |
| ④6 キャスティングつくば店  | つくば市学園南3－16－5     |
| ④7 プロショップランカーズ  | 土浦市小松1－15－3       |
| ④8 霞ヶ浦漁協組合員宅    | 稲敷郡阿見町若栗1957－1    |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 漁業協同組合事務所等      |                 |
| 事務所等名称            | 住 所             |
| (1) 常陸川漁業協同組合事務所  | 神栖市日川3744       |
| (2) 牛久沼漁業協同組合事務所  | 牛久市南6－6－3       |
| (3) 鬼怒利根漁業協同組合事務所 | 常総市内守谷町1863     |
| (4) 小貝川漁業協同組合事務所  | つくばみらい市東櫛戸240－1 |
| (5) 関東漁業協同組合事務所   | 常総市水海道山田町935    |
| (6) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所 | 筑西市女方107－3      |
| (7) 新利根漁業協同組合事務所  | 稲敷市江戸崎甲4368－5   |
| (8) 桜川漁業協同組合事務所   | つくば市松塚470       |

| (9) 霞ヶ浦漁業協同組合事務所        | 行方市玉造甲1560- 6                 |
|-------------------------|-------------------------------|
| (10) 那珂川第一漁業協同組合事務所     | 水戸市東大野32- 3                   |
| (11) 那珂川漁業協同組合事務所       | 東茨城郡城里町石塚1684- 1              |
| (12) 大湊沼漁業協同組合事務所       | 東茨城郡茨城町下石崎1652                |
| (13) 久慈川漁業協同組合事務所       | 常陸大宮市塩原2356- 5                |
| (14) 大北川漁業協同組合事務所       | 北茨城市磯原町豊田406- 1               |
| (15) 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所 | 水戸市三の丸 1 - 1 - 33（すいさん会館 4 階） |
| 2 釣具店等                  |                               |
| 店名等                     | 住 所                           |
| (1) 上州屋日立店              | 日立市水木町 2 - 26 - 1             |
| (2) 上州屋つくば店             | つくば市松代 1 - 7 - 1              |
| (3) 高橋売店                | 水戸市笠原町978- 5（県庁舎 1 階）         |
| (4) ヤマザキショップハナカワうさみ     | 北茨城市華川町上小津田82- 1              |
| (5) セブンイレブン北茨城磯原 1 丁目店  | 北茨城市磯原町磯原 1 - 97              |
| (6) 鮎の店山水               | 久慈郡大子町袋田淵の上3464               |
| (7) 菊池釣具店               | 久慈郡大子町袋田2078                  |
| (8) 芋の里                 | 久慈郡大子町頃藤515- 1                |
| (9) つり道楽                | 久慈郡大子町池田2676- 8               |
| (10) セブンイレブン大子池田松沼店     | 久慈郡大子町池田2815- 1               |
| (11) セブンイレブン大子池田北店      | 久慈郡大子町池田41                    |
| (12) ヤマザキYショップ大子西金店     | 久慈郡大子町西金118- 3                |
| (13) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町川山1015- 2               |
| (14) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮2310                 |
| (15) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮2429- 1              |
| (16) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮2423- 2              |
| (17) 久慈川漁協組合員宅          | 久慈郡大子町下野宮3037                 |
| (18) うめ吉                | 久慈郡大子町川山69                    |
| (19) 丸信ドライブイン           | 常陸大宮市舟生1003                   |
| (20) つり具のむさし            | 常陸大宮市抽ヶ台町904- 13              |
| (21) 大黒屋                | 常陸太田市東二町2254- 2               |
| (22) なかのや               | 常陸大宮市野田1836                   |
| (23) 橋本屋                | 常陸大宮市野口1437- 1                |
| (24) 小林釣具店              | 東茨城郡城里町石塚1436                 |
| (25) ホロルの湯売店            | 東茨城郡城里町下古内1829- 3             |
| (26) キャスティング水戸店         | 水戸市元吉田町1322- 1                |
| (27) 上州屋水戸店             | 水戸市笠原町1250                    |
| (28) 西山釣具店              | 常総市水海道諏訪町3014                 |
| (29) 上州屋牛久店             | 牛久市上柏田 4 - 19 - 8             |
| (30) たまやボート             | 牛久市新地町57                      |

に

|                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| 31) 吉乃屋ボート                  | つくば市森の里1095－6    |
| 32) 共栄釣具店                   | 土浦市荒川沖161－14     |
| 33) 増山釣具店                   | 龍ヶ崎市若柴町3054－1    |
| 34) 我孫子屋釣具店                 | 取手市藤代2034－25     |
| 35) キャスティング土浦店              | 土浦市田中2－12－6      |
| 36) つり将                     | 北相馬郡利根町羽中515     |
| 37) 松屋                      | 稲敷市上須田2916       |
| 38) 釣具のひらた                  | 稲敷市江戸崎3278－9     |
| 39) 霞ヶ浦漁協組合員宅               | 土浦市今泉1482        |
| 40) キャスティングつくば店             | つくば市学園南3－16－5    |
| 41) プロショップランカーズ             | 土浦市小松1－15－3      |
| 42) 霞ヶ浦漁協組合員宅               | 稲敷郡阿見町若栗1957－1   |
| 43) 水神屋                     | 稲敷市上須田255        |
| 44) 弁天マリーナ                  | 稲敷市美浦村大山2833     |
| 45) エパークリーン                 | 稲敷市美浦村大山2873－1   |
| 46) マリンワークス大山               | 稲敷市美浦村大山弁天2885－2 |
| 47) 水郷リバーサイドマリーナ            | 稲敷市三島1035－4      |
| 48) ワールドタックルハウス（船章内）        | 稲敷市大島1671－1      |
| 49) SDG-MarineYOKOTONE BSEA | 稲敷市三島1096－1      |
| 50) ハーツマリン                  | 神栖市萩原182－1       |
| 51) キャスティング鹿島神栖店            | 神栖市平泉290－2       |
| 52) サムライボートサービス             | 神栖市息栖153         |
| 53) 潮来マリーナ                  | 潮来市釜谷731         |
| 54) OMM                     | 潮来市徳島1907－3      |
| 55) B-GETS                  | 鹿嶋市根三田1498       |
| 56) RouteFishing            | 行方市矢幡82          |
| 57) イーストワン                  | 千葉県香取市八筋川2086    |

改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

2 牛久沼漁業協同組合茨内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

牛久沼漁業協同組合

茨城県牛久市南 6 丁目 6 番 3

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第 3 号

(3) 認可に係る変更の内容

牛久沼漁業協同組合茨内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 6 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

イ 第 8 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

ウ 第 8 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 6 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 6 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

エ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

3 鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

鬼怒小貝漁業協同組合

茨城県筑西市女方 107 番地 3

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第 4、5、6 号

(3) 認可に係る変更の内容

鬼怒小貝漁業協同組合茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 5 条第 1 項中

「

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                        | ウ 期間                    |
|----------------|---------------------------------------------|-------------------------|
| 全魚種            | (1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域                           | 1 月 1 日から<br>12 月 31 日  |
|                | (2) 下妻地先鎌庭堰上流端から 100 メートル及び下流 200 メートルの区域   | 9 月 15 日から<br>12 月 30 日 |
|                | (3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流 100 メートル及び下流 200 メートルの区域 | 9 月 15 日から<br>12 月 30 日 |

を

|        |                                |                     |
|--------|--------------------------------|---------------------|
| 引掛釣    | 下妻地先鎌庭堰下流300メートル地点から栃木県境までの鬼怒川 | 11月1日から<br>翌年5月31日  |
| 毛針釣    | 鬼怒川、小貝川及びその支流                  | 3月1日から<br>5月31日まで   |
| 投 網    | 筑西市勤行川大橋上流端から高島橋上流端に至る区域       | 1月1日から<br>12月31日まで  |
| 火光利用やす | 常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川           | 9月15日から<br>12月25日まで |

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                    | ウ 期間                |
|----------------|-----------------------------------------|---------------------|
| 全魚種            | (1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域                       | 1月1日から<br>12月31日    |
|                | (2) 下妻地先鎌庭堰上流端から100メートル及び下流200メートルの区域   | 9月15日から<br>12月30日   |
|                | (3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域 | 9月15日から<br>12月30日   |
| 引掛釣            | 下妻地先鎌庭堰下流300メートル地点から栃木県境までの鬼怒川          | 11月1日から<br>翌年5月31日  |
| 投 網            | 筑西市勤行川大橋上流端から高島橋上流端に至る区域                | 1月1日から<br>12月31日まで  |
| 火光利用やす         | 常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川                    | 9月15日から<br>12月25日まで |

に

改める。

イ 第7条第4項中

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆに限るものとする。」を

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

ウ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年9月10日

4 関東漁業協同組合茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

関東漁業協同組合  
茨城県常総市小山戸町383

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第 4、5、6 号

(3) 認可に係る変更の内容

関東漁業協同組合茨内共第 4、5、6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 5 条第 1 項中

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                                                                                     | ウ 期間                                                 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 全魚種            | (1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域<br>(2) 下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から100メートル及び下流200メートルの区域<br>(3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域 | 1月1日から12月31日まで<br>9月15日から12月30日まで<br>9月15日から12月30日まで |
| 引掛釣            | 下妻市鎌庭地先鎌庭堰から栃木県境までの鬼怒川                                                                                   | 11月1日から翌年5月31日まで                                     |
| 毛針釣            | 鬼怒川、小貝川及びその支流                                                                                            | 3月1日から5月31日まで                                        |
| 投網             | 筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域                                                                                | 1月1日から12月31日まで                                       |
| 火光利用やす         | 常総市玉台橋から上流栃木県県境までの鬼怒川                                                                                    | 9月15日から12月25日まで                                      |

を

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                                                                                     | ウ 期間                                                 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 全魚種            | (1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域<br>(2) 下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から100メートル及び下流200メートルの区域<br>(3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域 | 1月1日から12月31日まで<br>9月15日から12月30日まで<br>9月15日から12月30日まで |
| 引掛釣            | 下妻市鎌庭地先鎌庭堰から栃木県境までの鬼怒川                                                                                   | 11月1日から翌年5月31日まで                                     |
| 投網             | 筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域                                                                                | 1月1日から12月31日まで                                       |
| 火光利用やす         | 常総市玉台橋から上流栃木県県境までの鬼怒川                                                                                    | 9月15日から12月25日まで                                      |

に

改める。

イ 第 7 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合に

は、200円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

ウ 第 9 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

エ 第 9 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

オ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

5 鬼怒利根漁業協同組合茨内共第 4、5 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

鬼怒利根漁業協同組合

茨城県常総市内守谷町1863番地

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第 4、5 号

(3) 認可に係る変更の内容

鬼怒利根漁業協同組合茨内共第 4、5 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 5 条第 1 項中

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                     | ウ 期間               | を |
|----------------|------------------------------------------|--------------------|---|
| 全魚種            | (1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域                        | 1 月 1 日から12月31日まで  |   |
|                | (2) 下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から100メートル及び下流200メートルの区域 | 9 月 15 日から12月30日まで |   |
|                | (3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流100メートル及び下流200メートルの区域  | 9 月 15 日から12月30日まで |   |

|        |                           |                        |
|--------|---------------------------|------------------------|
| 引掛釣    | 下妻市鎌庭地先鎌庭堰から栃木県境までの鬼怒川    | 11月 1 日から翌年 5 月 31 日まで |
| 毛針釣    | 鬼怒川、小貝川及びその支流             | 3 月 1 日から 5 月 31 日まで   |
| 投網     | 筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  |
| 火光利用やす | 常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川      | 9 月 15 日から 12 月 25 日まで |

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                                                                                             | ウ 期間                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 全魚種            | (1) 鬼怒川本流鎌庭堰魚道の全域<br>(2) 下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から 100 メートル及び下流 200 メートルの区域<br>(3) 鬼怒川さけ建網特別採捕場上流 100 メートル及び下流 200 メートルの区域 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで<br>9 月 15 日から 12 月 30 日まで<br>9 月 15 日から 12 月 30 日まで |
| 引掛釣            | 下妻市地先鎌庭堰から栃木県境までの鬼怒川                                                                                             | 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで                                                   |
| 投網             | 筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域                                                                                        | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで                                                     |
| 火光利用やす         | 常総市玉台橋から上流栃木県境までの鬼怒川                                                                                             | 9 月 15 日から 12 月 25 日まで                                                    |

に

改める。

イ 第 7 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

ウ 第 9 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

エ 第 9 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若

しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

オ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

6 小貝川漁業協同組合茨内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

小貝川漁業協同組合

茨城県つくばみらい市東櫛戸 240 番地 1

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第 4 号

(3) 認可に係る変更の内容

小貝川漁業協同組合茨内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 5 条第 1 項中

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                                       | ウ 期間                                          |   |
|----------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|---|
| 毛針釣<br>投網      | 小貝川及びその支流<br>筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区<br>域 | 3 月 1 日から 5 月 31 日まで<br>1 月 1 日から 12 月 31 日まで | を |

| ア 魚種又は<br>漁具漁法 | イ 区域                          | ウ 期間                  |   |
|----------------|-------------------------------|-----------------------|---|
| 投網             | 筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区<br>域 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | に |

改める。

イ 第 7 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

ウ 第 9 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊

漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

エ 第 9 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

オ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

7 新利根漁業協同組合茨内共第 9、10、11 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

新利根漁業協同組合

茨城県稲敷市江戸崎甲 4368 番 5

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第 9、10、11 号

(3) 認可に係る変更の内容

新利根漁業協同組合茨内共第 9、10、11 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 7 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

イ 第 8 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

ウ 第 8 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項に規定する場所又は組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

## エ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

## (4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

## 8 桜川漁業協同組合茨内共第 12 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

## (1) 漁業権者の名称及び住所

桜川漁業協同組合

茨城県つくば市松塚 470 番地

## (2) 漁業権の免許番号

茨内共第 12 号

## (3) 認可に係る変更の内容

桜川漁業協同組合茨内共第 12 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

## ア 第 6 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200 円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

## イ 第 7 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 6 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

## ウ 第 7 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 6 条第 4 項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 6 条第 4 項に規定する場所又は組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

## エ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

## (4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

## 9 霞ヶ浦漁業協同組合茨内共第 12 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

## (1) 漁業権者の名称及び住所

霞ヶ浦漁業協同組合

茨城県行方市玉造甲1560番地 6

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第12号

(3) 認可に係る変更の内容

霞ヶ浦漁業協同組合茨内共第12号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 2 条第 3 項中

「組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（リールを使用するものを含む。）、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の漁法の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。」を

「組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（リールを使用するものを含む。）、すくい網又は徒手採捕による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の漁法の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。」に改める。

イ 第 6 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

ウ 第 7 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 6 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

エ 第 7 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、前条第 4 項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする」を

「遊漁承認証の交付は、前条第 4 項に規定する場所又は組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

オ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

10 那珂川漁業協同組合茨内共第13号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

那珂川漁業協同組合  
茨城県東茨城郡城里町石塚1684番地の 1

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第13号

(3) 認可に係る変更の内容

那珂川漁業協同組合茨内共第13号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第 7 条第 4 項中

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は1,000円、あゆ以外の魚種を対象とした遊漁の場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第 2 表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は1,000円、あゆ以外の魚種を対象とした遊漁の場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、さくらます以外の魚種に限るものとする。」に改める。

イ 第 7 条第 4 項第 2 表中

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 1 あゆ・やまめに関する遊漁料（あゆ・やまめ券）     |                  |
| 事務所等名称                       | 住所               |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－ 1 |
| (2) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436    |
| (3) 助川釣具店                    | 水戸市上水戸 3－ 3－20   |
| (4) なかのや                     | 常陸大宮市野田1836      |
| (5) 橋本屋                      | 常陸大宮市野口2831－ 1   |
| (6) むさし釣具店                   | 常陸大宮市上町904－13    |
| 2 さくらますに関する遊漁料（さくらます券）       |                  |
| 事務所等名称                       | 住所               |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－ 1 |
| (2) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436    |
| (3) 那珂川第一漁業協同組合事務所           | 水戸市東大野32－ 3      |
| (4) キャスティング水戸店               | 水戸市元吉田町1322－ 1   |
| (5) ジャイアント水戸南店               | 水戸市元吉田町荒谷1012－ 1 |
| (6) 上州屋水戸店                   | 水戸市笠原町1250       |
| 3 あゆ・やまめ・さくらます以外に関する遊漁料（雑魚券） |                  |
| 末尾の別表のとおり                    |                  |

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 1 あゆ・やまめに関する遊漁料（あゆ・やまめ券）     |                  |
| 事務所等名称                       | 住所               |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－ 1 |
| (2) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436    |
| (3) 助川釣具店                    | 水戸市上水戸 3－ 3－ 20  |
| (4) なかのや                     | 常陸大宮市野田1836      |
| (5) 橋本屋                      | 常陸大宮市野口2831－ 1   |
| (6) つり具むさし                   | 常陸大宮市抽ヶ台町904－13  |
| 2 さくらますに関する遊漁料（さくらます券）       |                  |
| 事務所等名称                       | 住所               |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－ 1 |
| (2) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436    |
| (3) 那珂川第一漁業協同組合事務所           | 水戸市東大野32－ 3      |
| (4) キャスティング水戸店               | 水戸市元吉田町1322－ 1   |
| (5) 上州屋水戸店                   | 水戸市笠原町1250       |
| 3 あゆ・やまめ・さくらます以外に関する遊漁料（雑魚券） |                  |
| 末尾の別表のとおり                    |                  |

改める。

ウ 第 9 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

エ 第 9 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

オ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

11 那珂川第一漁業協同組合茨内共第 13 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

那珂川第一漁業協同組合

茨城県水戸市東大野 32 番地の 3

## (2) 漁業権の免許番号

茨内共第13号

## (3) 認可に係る変更の内容

那珂川第一漁業協同組合茨内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

## ア 第4条第2項中

「前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託するキャストイング水戸店、ジャイアント水戸南店、上州屋水戸店に掲示するものとする。」を

「前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託するキャストイング水戸店、上州屋水戸店に掲示するものとする。」に改める。

## イ 第7条第4項中

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は1,000円、あゆ以外の魚種を対象とした遊漁の場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は1,000円、あゆ以外の魚種を対象とした遊漁の場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、さくらます以外の魚種に限るものとする。」に改める。

## ウ 第7条第4項第2表中

| 1 あゆ・やまめに関する遊漁料（あゆ・やまめ券）     |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 事務所等名称                       | 住所              |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－1 |
| (2) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436   |
| (3) 助川釣具店                    | 水戸市上水戸3－3－20    |
| (4) なかのや                     | 常陸大宮市野田1836     |
| (5) 橋本屋                      | 常陸大宮市野口2831－1   |
| (6) むさし釣具店                   | 常陸大宮市上町904－13   |
| 2 さくらますに関する遊漁料（さくらます券）       |                 |
| 事務所等名称                       | 住所              |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－1 |
| (2) 那珂川第一漁業協同組合事務所           | 水戸市東大野32－3      |
| (3) キャスティング水戸店               | 水戸市元吉田町1322－1   |
| (4) ジャイアント水戸南店               | 水戸市元吉田町荒谷1012－1 |
| (5) 上州屋水戸店                   | 水戸市笠原町1250      |
| (6) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436   |
| 3 あゆ・やまめ・さくらます以外に関する遊漁料（雑魚券） |                 |
| 末尾の別表のとおり                    |                 |

を

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 「 1 あゆ・やまめに関する遊漁料（あゆ・やまめ券） 」 |                  |
| 事務所等名称                       | 住所               |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－ 1 |
| (2) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436    |
| (3) 助川釣具店                    | 水戸市上水戸 3－ 3－ 20  |
| (4) なかのや                     | 常陸大宮市野田1836      |
| (5) 橋本屋                      | 常陸大宮市野口2831－ 1   |
| (6) つり具むさし                   | 常陸大宮市抽ヶ台町904－ 13 |
| 2 さくらますに関する遊漁料（さくらます券） に     |                  |
| 事務所等名称                       | 住所               |
| (1) 那珂川漁業協同組合事務所             | 東茨城郡城里町石塚1684－ 1 |
| (2) 那珂川第一漁業協同組合事務所           | 水戸市東大野32－ 3      |
| (3) キャスティング水戸店               | 水戸市元吉田町1322－ 1   |
| (4) 上州屋水戸店                   | 水戸市笠原町1250       |
| (5) 小林釣具店                    | 東茨城郡城里町石塚1436    |
| 3 あゆ・やまめ・さくらます以外に関する遊漁料（雑魚券） |                  |
| 末尾の別表のとおり                    |                  |
| 」                            |                  |

改める。

エ 第 9 条第 1 項中

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第 7 条第 1 項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

オ 第 9 条第 2 項中

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第 7 条第 4 項又は前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

カ 末尾の別表中

「 1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日

12 大湍沼漁業協同組合茨内共第 14 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

大湍沼漁業協同組合

茨城県東茨城郡茨城町下石崎1652番地

## (2) 漁業権の免許番号

茨内共第14号

## (3) 認可に係る変更の内容

大湍沼漁業協同組合茨内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

## ア 第7条第4項中

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対してしなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」を

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

## イ 第9条第1項中

「組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）を遊漁者に交付するものとする。」を

「組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（第7条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。また、オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。」に改める。

## ウ 第9条第2項中

「遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所若しくは漁場監視員において行うものとする。」を

「遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。」に改める。

## エ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

## (4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年9月10日

## 13 久慈川漁業協同組合茨内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則の変更

## (1) 漁業権者の名称及び住所

久慈川漁業協同組合

茨城県常陸大宮市塩原2356番地の5

## (2) 漁業権の免許番号

茨内共第15号

## (3) 認可に係る変更の内容

久慈川漁業協同組合茨内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

## ア 第7条第4項中

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しな

なければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆ、やまめ、いわなを対象とした遊漁の場合は2,000円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわな及びさくらますに限るものとする。」を

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆ、やまめ、いわなを対象とした遊漁の場合は2,000円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

イ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年9月10日

14 大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

大北川漁業協同組合

茨城県北茨城市磯原町豊田406番地1

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第17号

(3) 認可に係る変更の内容

大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

ア 第7条第4項中

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわなに限るものとする。」を

「遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、なければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならない。」に改める。

イ 第7条第4項第2表中

| あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料    |                  |
|----------------------|------------------|
| 事務所等名称               | 住所               |
| (1) 大北川漁業協同組合事務所     | 北茨城市磯原町豊田406－1   |
| (2) 上州屋いわき泉店         | いわき市泉町下川薬師前109－1 |
| (3) セブンイレブン北茨城磯原1丁目店 | 北茨城市磯原町磯原1－97    |
| (4) コンビニエンスモンペリかながわ  | 北茨城市磯原町木皿922     |
| (5) ヤマザキショップハナカワうさみ  | 北茨城市華川町上小津田82－1  |

を

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (6) ファミリーマート高萩インター店      | 高萩市上手綱3270－ 1   |
| (7) 高萩ユーフィールド            | 高萩市下君田682       |
| (8) ミニストップ北茨城インター店       | 北茨城市華川町白場174－ 5 |
| あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券） |                 |
| 末尾の別表のとおり                |                 |

|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 「あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料       |                   |
| 事務所等名称                   | 住所                |
| (1) 大北川漁業協同組合事務所         | 北茨城市磯原町豊田406－ 1   |
| (2) 上州屋いわき泉店             | いわき市泉町下川薬師前109－ 1 |
| (3) セブンイレブン北茨城磯原 1 丁目店   | 北茨城市磯原町磯原 1 －97   |
| (4) コンビニエンスモンペリかながわ      | 北茨城市磯原町木皿922      |
| (5) ヤマザキショップハナカワうさみ      | 北茨城市華川町上小津田82－ 1  |
| (6) ファミリーマート高萩インター店      | 高萩市上手綱3270－ 1     |
| (7) 高萩ユーフィールド            | 高萩市下君田682         |
| (8) ミニストップ北茨城インター店       | 北茨城市華川町白場174－ 5   |
| (9) トビスケ植田店              | いわき市佐糠町 1 －15－ 1  |
| あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券） |                   |
| 末尾の別表のとおり                |                   |

改める。

ウ 末尾の別表中

「1 常陸川漁業協同組合茨内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更」における「(3) 認可に係る変更の内容」のうち、「エ 末尾の別表中」と同一のため、省略

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 10 日



茨城県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和 8 年 9 月 17 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方市山田字鶴ケ居1018番 4 地先から  
行方市山田字岡3002番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年 10 月 2 日



茨城県告示第797号

令和 8 年 9 月 13 日に執行した研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人